

## 平成29年度事業計画書

当協会は、平成25年4月1日に内閣総理大臣の承認を受け、公益社団法人に移行した。

公益法人として5年目となる平成29年度も、引き続き当協会の目的である環境衛生の保全と防疫活動を推進するため、ねずみ衛生害虫及び微生物を含む人体衛生上又は公衆衛生上の害を与える有害生物（以下「有害生物等」という。）の予防及び駆除（以下「防除」という。）や、感染症防疫に関する専門的知識の習得と、技術の向上を図りつつ、関係する公益的活動を推進するところである。同時に、公益社団法人に求められるガバナンスを基本とした健全な組織運営の継続に努める。

平成28年度は熊本地震、台風10号による水害、冬季の高病原性鳥インフルエンザの全国的な発生等、自然災害や感染症が多数発生した。これらの被害を抑えるため、各地のペストコントロール協会が出動し、当協会も前後しての調査、支援を行ったところである。

有害生物の防除や感染症対応には、平常時からの備えが重要であり、本年度も各地域のペストコントロール協会で整備されている感染症予防衛生隊を中心として継続的な研鑽及びトレーニングを今まで以上に充実させ、常に的確な対応ができるよう備える。

また、平成26年度に約70年ぶりとなるデング熱国内感染が発生し、国も蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針を策定する等危機意識が高まっている。幸いなことに、その後2シーズンは国内感染が認められていないが、東京オリンピック開催に向けて、また右肩上がりのインバウンドの増加に対して、各地での媒介蚊調査は継続して実施されている等、有害生物防除の重要性はますます高まっている。毎年実施される各種講習会やペストコントロールフォーラム等のイベントには、ペストコントロール事業者のみならず、行政担当者の参加も数多くあり、当協会の存在意義を広く周知する場となっている。引き続き、ニーズに応えつつ内容の充実を図る。

更に一般消費者の安心・安全な有害生物防除事業者選定の一助となり、同時に会員の資質向上及び業界の社会的認知向上に資することを目的とした「ペストコントロール技能師制度」に従事者の基礎的な資格制度として、引き続きその定着に注力すると共に、有資格者への継続した教育を実施するほか、範疇の広い有害生物防除に関する基礎知識を得たいと希望する者に講習会部分の門戸を広げることとする。

その他、従前からの重点事業を継続し、上述の蚊媒介感染症のほか、ダニ媒介性疾患である重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、トコジラミ、ハクビシンやアライグマ等の害獣対策等、最新の知見を含めた有害生物等の防除に関する高度な専門的知識の修得と、技術の向上を図り、有害生物等の防除事業並びに感染症防疫に対応した活動を継続する等、公益性の高いペストコントロール事業の健全な発展により、わが国の環境衛生の保全と防疫活動を推進し、住みよい生活環境の保持増進に寄与貢献することを目的として、次の事業を実施する。

## 事業内容

### 1 組織活動の強化

#### (1) 会員組織の強化

連携会員である各地区協会と共に所属会員の増強、並びに協会組織の充実を図ると同時に、わが国唯一のペストコントロール業界中央団体として関係行政や関係機関との連携を密にする等、ペストコントロール業の社会的認知度の向上及び組織の強化を図るため積極的な活動を推進する。また、賛助会員との情報交換を積極的に推進する。

#### (2) 地域活動の支援推進

公益活動を柱とした協会事業の円滑な実施を図るため、各地区本部を支援・指導し、地域におけるペストコントロール業の健全且つ、活発な事業展開を促進すると共に、各地域の行政機関との連携を密にするための直接・間接的なサポートを行い、地域住民の安心・安全を基本とした快適な生活環境の推進に寄与する。

#### (3) 公益社団法人としての事業運営や組織等の整備

公益社団法人に移行したことにより、公益社団法人としての事業活動のPR及び一般消費者から更なる理解を得るための公益的事業運営を推進する。

##### ①：一般市民向けペストコントロール周知活動

公益的意味合いが強く、我が国の公衆衛生向上に繋がるペストコントロールについて、一般市民向けの講座を無料で開催するための支援等、住みよい生活環境の保持増進のためのペストコントロールの重要性、個人で取り組める方法、ペストコントロール業界の存在や役割の周知活動を行う地区協会に協賛・支援する。また、ホームページにおける一般向けコンテンツを拡充する。

##### ②：各地区本部への訪問・意見収集

当協会の役員等が各地区本部を訪問する事で、各地区協会が実施する種々の事業等、有益な意見を直接吸い上げると共に、当協会事業活動に関する意見交換を行い、地区協会との連携強化に努める。

##### ③：関連団体等との連携

関係学会、試験研究機関及び関連団体等との交流を深めると共に、国際的にもFAOPMA、NPMA、PEST SUMMIT等、ペストコントロール関係団体との関係を密にし、更に関連情報誌や文献を含めて情報の収集を行う。

#### (4) 都道府県協会長会議の開催

連携会員が一堂に会する都道府県協会長会議を開催し、当協会と各地区協会との意思の疎通を図ると共に、それぞれの協会の事業運営に役立てる。

また、本年度は各地区本部活動報告、当協会各委員会報告、及び「個人情報保護法改正」についての勉強会を実施することとしている。

#### (5) 有害生物等関連情報及び写真等の収集

全国の有害生物等の相談件数等を連携会員の協力により収集しているが、現在このようなデータを集めているのは我が国で当協会のみとなり大変貴重なデータである。毎年多くのマスコミ等から問い合わせがある。公共の関心事であり、今後も継続して情報収集に努める。

また、有害生物関連写真等の提供について行政、マスコミ、一般消費者、会員から問い合わせが多く寄せられる。そこで当協会の権限で公益に資するために広く提供できるような写真素材の拡充について、募集を継続し充実を図る。

## 2 感染症対策

### (1) 感染症対策講習会の開催

各地で組織されている感染症予防衛生隊や所属会員等に対し、新たな感染症への対応、災害時の対応、安全の確保等をテーマとした講習会を開催する。なお、関係行政機関にも開催案内を送付し、当協会活動を理解いただくと共に、官民連携して災害時等の有事に備えるための一助とする。

### (2) ウイルス分析

デング熱やジカウイルス感染症媒介蚊の高精度PCRを用いたウイルス分析につき、大学研究機関と委託研究を継続する。連携会員をはじめ、行政機関や関係企業からウイルス分析依頼が寄せられた場合の受け皿ともなり、もって感染症防疫に寄与する。

## 3 技術の指導活動

### (1) ペストコントロール技術者養成

(一財)日本環境衛生センターとの共催による「ペストコントロール技術者養成講座(通信教育)」の第36期を実施する。

### (2) ペストコントロール技術者認証更新時講習

認証更新を要する1級技術者を対象とする更新時講習会を全国3会場(東京・愛知・大阪)において実施し、技術者の技術及び知識の向上を図

る。

### (3) I P M技術研修会の開催

厚生労働省による「建築物環境衛生維持管理要領」および「建築物における維持管理マニュアル」に示されたI P M（総合的有害生物管理）を業界団体として推進するため、ペストコントロール事業者、行政、ビル管理者のほか一般消費者も対象にした「I P M技術研修会」を開催する。

## 4 広報・情報活動

### (1) 機関誌の発行

広く有害生物等に関する内外の最新情報や会員活動について、全国的に好評を博している機関誌「ペストコントロール」を3カ月毎に年4回、各回4,100部発行し、会員をはじめ、国や各自治体の行政担当部署、保健所、家畜保健所、研究機関、マスコミ、その他関係機関等へ配布することでペストコントロール協会および業界の周知に努める。

### (2) 各種冊子の作成・頒布

1987年に発行された「害虫相談員ハンドブック」のリニューアル版を作成・頒布する。

また、毎年マスコミ・行政からの問い合わせも多いスズメバチ類に関する対応パンフレットを作成・頒布する。

### (3) 外来生物・害獣対応情報のアーカイブ化

セアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、アライグマ、ツマアカスズメバチ等、外来生物や害獣に由来する問題が顕在化してきている。対応方法や関係法令等、従前のペストコントロールと異なる部分が多く、関係情報のアーカイブ化に取り組む。

### (4) トコジラミ調査の実施

平成22年度に実施した「トコジラミ調査」を再度実施し、施工件数や対象物件の変化等を調査し、適切な対策の推進を図る。

### (5) 害虫相談所活動

我が国の環境衛生の保全を推進する公益的活動の一環として、6月4日～7月4日までを「ねずみ衛生害虫駆除推進月間」（通称：ムシナシ月間）として、関係省庁の後援を得、6月4日を「ムシの日」として全国規模での害虫相談所等を開設し、住民との身近な接点として有害生物に関する悩み

を解決するための相談等に応じる。

また、各種イベントの開催・参加及びチラシ、ポスター等の配布、キャラクターの活用等により広報活動を推進し、組織をあげてペストコントロール協会の活動や重要性について理解を深めていただくよう努める。

#### (6) ホームページの拡充

当協会ホームページ等について、マスコミや一般消費者に向けての重要な公益的情報発信の場として、より一層充実した内容の構築に努める。

### 5 資格認証制度の推進及びPR活動

#### (1) ペストコントロール技術者及びペストコントロール優良事業所制度の推進

ペストコントロール技術者及びペストコントロール優良事業所の認証を会員内外に推進し、ペストコントロール業界全体のレベルアップを図ると共に、「防除管理施工証」、「優良事業所認証シール」等の普及も促進し、認証制度の活用と業界の社会的認知度向上を目指す。

#### (2) ペストコントロール技能師制度の推進

ペストコントロール業界の社会的認知と地位の確立に資することを目的として、技能師制度を創設したものである。公益的側面の多いペストコントロール業にあつて、作業従事者がペストコントロール技能師（以下、技能師という）資格を取得することにより、自らの身分と技術や知識の習得について社会に証明する。

本年度は第9期として関東甲信越、近畿等の地区において新規認証講習会を開催すると共に、有効期限を迎える有資格者に対して、最新の技術や法的知識等について指導教育し、ペストコントロール技能師としてのレベルを維持することを目標に、第6期の更新教育を実施することで、ペストコントロール業界の健全な発展を図る。

なお、本年度より講習会部分の受講対象を一般に開放し、広く有害生物防除知識習得の場を設けることで、適切な技術知識の定着と業界の活性化を図る。

#### (3) 資格認証制度のPR

ホームページを活用して、資格認証制度及び有資格者のPRを行い制度の周知を図ると共に、認証者の有益性向上に資する。

平成28年度より、各種資格制度の取得者公開を開始した。

## 6 ペストコントロールフォーラムの支援と開催

当協会、全国環境衛生・廃棄物関係課長会及び（一財）日本環境衛生センターの共催並びに日本防疫殺虫剤協会、日本家庭用殺虫剤工業会及びねずみ駆除協議会の協賛により、ねずみ・衛生害虫に関する研究会を開催し、知識の向上を図ると共に、行政、研究者、PCO関係者がそれぞれ情報提供を行い、もって相互交流を図ることにより、環境衛生の向上に寄与する。

第52回ペストコントロールフォーラムを2月15日～16日に石川県金沢市において開催する。

## 7 ペストロジー学会の支援と開催

衛生動物学の研究者、ペストコントロール技術者、技能師等の会員を有する日本ペストロジー学会の事務局として学会事務を担当・支援し、学術・技術的側面でのペストコントロールの発展に寄与する。

第33回ペストロジー学会大会は、11月9日～10日に東京都武蔵野市において開催する。

## 8 建築物衛生法に基づく指定団体業務等

### (1) 防除作業従事者研修会指導者講習会の開催等

円滑な従事者研修の実施、従事者の技術・技能の一層の向上を図るため、当協会と（公社）全国ビルメンテナンス協会で組織する害虫防除業中央協議会において、指導者の育成を目的とした講習会を開催する。

また、建築物衛生法改正に向けて情報交換等の連携を図る。

### (2) 防除作業従事者研修登録機関としての業務

厚生労働省の登録機関として未登録の地区協会地域を対象に防除作業従事者研修会を共催する。

## 9 国際活動

### (1) FAOPMA会員としての活動

アジア・オセアニア・ペストマネジメント連盟（FAOPMA）の一員として積極的に活動する。

2017年FAOPMA-PEST SUMMIT大会（※）は、11月22日～24日、タイのチェンマイにおいて開催される予定であり、大会へ参加し、情報収集や各国ペストコントロール協会関係者と友好を深め、国際的視野のもとで活動を展開するための一助とする。また、大会へ参加する国際研修ツアーを企画、実施する。

※シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアの5ヶ国で

「PEST SUMMIT 大会」を開催していたが、昨年の国際理事会において「FAOPMA」に加入統合することが決定したため、本年度より大会の名称は「FAOPMA－PEST SUMMIT 大会」となる。

**(2) NPMAを通じての国際交流の推進**

10月24日～27日開催のボルチモア大会へ参加し、各国ペストコントロール協会関係者と意見の交換等により情報の収集等に努め、国際的視野を持った会員の育成に寄与する。また、大会へ参加する国際研修ツアーを企画、実施する。

**(3) 国際情報の収集・提供**

有用と考えられる海外書籍等を購入し、要約して機関誌等に記事掲載することなどを行い、広くペストコントロールに関する情報を会員等に提供する。

**10 PCO賠償責任保険への加入促進**

所属会員のPCO業務に対する賠償責任保険の加入促進を図り、併せて当協会が斡旋するPCO団体責任保険及び従事者に対する傷害保険への加入促進を図る。

**11 業種別中小企業団体助成金活用事業**

厚生労働省で、中小企業最低賃金引上支援対策補助金（業種別中小企業団体助成金）を設けており、対象となる業種において傘下企業の生産性向上と労働者の賃金底上げを図るための環境整備に取り組む費用を助成するものである。当協会は、全国規模の有害生物等防除業の事業団体として、本制度の活用を申請し、事業内容として「害虫相談員ハンドブック」の作成・頒布による会員技術レベルの底上げを行うと共に当協会事業所のPR活動等を実施し、もって会員事業所の収益向上ひいては労働者の賃金底上げを図る。

**12 その他**

- (1) ペストコントロール事業に関する各種公益事業団体に対する事業協力
- (2) 厚生労働省及び環境省等公的機関からの業界窓口としての協力事業
- (3) 当協会の定款に定める目的を達するために必要な事業